

資料編

資料編

1 第9期介護保険事業計画の見込み

(1) 被保険者数と要介護・要支援認定者数の見込み

ア 被保険者数

(単位 人)

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
総 数	317,427	318,387	318,645	317,504	302,269
第1号被保険者数	136,051	136,631	137,045	139,465	151,378
第2号被保険者数	181,376	181,756	181,600	178,039	150,891

※ 各年9月末現在

イ 要介護・要支援認定者数

(単位 人)

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
総 数	25,136	25,732	26,235	28,653	31,320
要支援1	3,670	3,753	3,813	4,179	4,297
要支援2	4,328	4,421	4,502	4,906	5,192
要介護1	4,234	4,337	4,419	4,862	5,210
要介護2	4,505	4,611	4,703	5,117	5,659
要介護3	3,145	3,223	3,290	3,603	4,104
要介護4	3,307	3,392	3,469	3,781	4,353
要介護5	1,948	1,995	2,038	2,205	2,504
うち第1号被保険者数	24,549	25,142	25,641	28,073	30,826
要支援1	3,614	3,697	3,757	4,124	4,250
要支援2	4,222	4,315	4,398	4,804	5,106
要介護1	4,150	4,251	4,332	4,777	5,138
要介護2	4,375	4,481	4,571	4,987	5,549
要介護3	3,078	3,156	3,223	3,538	4,048
要介護4	3,223	3,308	3,383	3,697	4,281
要介護5	1,887	1,934	1,977	2,146	2,454

※ 各年9月末現在

(2) 介護保険給付の見込み

ア 介護給付

区 分		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	2,912,125	3,006,615	3,097,125	3,313,490	3,749,639
	回数(回)	85,636.3	88,324.3	91,007.2	97,283.3	110,208.2
	人数(人)	3,452	3,550	3,642	3,931	4,386
訪問入浴介護	給付費(千円)	91,453	94,898	98,278	103,942	118,141
	回数(回)	602.6	624.6	646.8	684.0	777.4
	人数(人)	138	143	148	157	178
訪問看護	給付費(千円)	1,207,043	1,244,601	1,279,113	1,374,404	1,544,441
	回数(回)	18,627.3	19,177.2	19,697.7	21,184.8	23,772.5
	人数(人)	2,334	2,403	2,468	2,655	2,977
訪問リハビリ テーション	給付費(千円)	137,168	141,689	145,544	156,648	176,069
	回数(回)	3,847.5	3,969.3	4,077.4	4,388.3	4,933.4
	人数(人)	319	329	338	364	409
居宅療養管理 指導	給付費(千円)	389,753	402,092	413,557	443,587	500,033
	人数(人)	3,129	3,224	3,316	3,557	4,009
通所介護	給付費(千円)	5,533,080	5,700,573	5,851,887	6,304,058	7,062,896
	回数(回)	56,934.2	58,548.8	60,049.8	64,839.6	72,355.3
	人数(人)	5,050	5,191	5,321	5,756	6,401
通所リハビリ テーション	給付費(千円)	583,017	600,231	616,118	663,032	743,762
	回数(回)	5,862.5	6,024.4	6,176.9	6,666.7	7,442.8
	人数(人)	808	830	851	919	1,025
短期入所生活 介護	給付費(千円)	1,083,355	1,117,854	1,152,721	1,232,771	1,396,278
	日数(日)	9,705.8	9,998.8	10,303.2	11,032.9	12,474.0
	人数(人)	1,018	1,048	1,078	1,159	1,303
短期入所療養 介護(老健)	給付費(千円)	24,131	24,161	24,161	27,219	28,533
	日数(日)	163.6	163.6	163.6	185.7	194.0
	人数(人)	14	14	14	16	17
短期入所療養 介護(病院 等)	給付費(千円)	1,573	1,575	1,575	1,575	1,575
	日数(日)	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
	人数(人)	2	2	2	2	2
短期入所療養 介護(介護医 療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	1,441,337	1,483,902	1,525,339	1,638,422	1,844,392
	人数(人)	7,626	7,843	8,049	8,678	9,710
特定福祉用具 購入費	給付費(千円)	43,118	45,308	45,671	49,787	54,946
	人数(人)	103	108	109	119	131
住宅改修費	給付費(千円)	70,996	73,387	74,665	81,988	89,611
	人数(人)	57	59	60	66	72
特定施設入居 者生活介護	給付費(千円)	1,414,658	1,416,448	1,416,448	1,588,005	1,774,254
	人数(人)	576	576	576	644	717

区分		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	269,181	277,148	283,283	301,517	345,529
	人数(人)	129	132	135	145	164
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	1,094	1,095	1,095	1,095	1,095
	人数(人)	2	2	2	2	2
地域密着型通所介護	給付費(千円)	1,373,300	1,412,549	1,449,473	1,563,959	1,749,408
	回数(回)	13,949.6	14,321.0	14,677.6	15,884.2	17,669.8
	人数(人)	1,456	1,494	1,530	1,660	1,838
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	247,585	255,159	261,160	283,460	319,796
	回数(回)	1,779.4	1,830.2	1,873.8	2,035.9	2,288.9
	人数(人)	159	163	167	182	203
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	905,906	1,028,732	1,063,894	1,118,538	1,250,395
	人数(人)	383	426	439	467	518
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	1,372,058	1,508,954	1,552,175	1,679,577	1,882,081
	人数(人)	424	465	478	518	580
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	988,312	989,563	989,563	1,222,123	1,395,195
	人数(人)	280	280	280	346	395
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	65,940	69,554	73,118	78,092	88,716
	人数(人)	21	22	23	25	28
複合型サービス(新設)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	給付費(千円)	6,799,791	6,808,396	6,808,396	7,797,415	8,906,516
	人数(人)	2,046	2,046	2,046	2,343	2,676
介護老人保健施設	給付費(千円)	3,156,712	3,242,902	3,308,745	3,607,858	4,039,395
	人数(人)	890	912	930	1,016	1,134
介護医療院	給付費(千円)	812,264	813,292	813,292	813,292	813,292
	人数(人)	194	194	194	194	194
居宅介護支援						
	給付費(千円)	1,921,208	1,978,159	2,029,007	2,190,696	2,443,582
	人数(人)	10,187	10,471	10,734	11,607	12,913

イ 予防給付

区 分		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防サービス						
介護予防訪問 入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問 看護	給付費(千円)	116,047	118,630	120,563	131,485	138,543
	回数(回)	2,030.6	2,073.4	2,107.0	2,298.0	2,420.8
	人数(人)	371	379	385	420	442
介護予防訪問 リハビリテー ション	給付費(千円)	13,107	13,448	14,069	15,044	15,695
	回数(回)	388.6	398.3	416.4	445.5	464.9
	人数(人)	41	42	44	47	49
介護予防居宅 療養管理指導	給付費(千円)	22,427	22,880	23,304	25,448	26,720
	人数(人)	210	214	218	238	250
介護予防通所 リハビリテー ション	給付費(千円)	178,952	183,214	186,725	203,600	214,368
	人数(人)	430	440	448	489	513
介護予防短期 入所生活介護	給付費(千円)	16,768	16,789	17,602	18,770	19,938
	日数(日)	206.4	206.4	217.7	231.1	244.5
	人数(人)	33	33	35	37	39
介護予防短期 入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉 用具貸与	給付費(千円)	259,541	265,244	269,910	294,369	309,508
	人数(人)	2,633	2,691	2,738	2,987	3,136
特定介護予防 福祉用具購入 費	給付費(千円)	11,211	11,557	11,932	12,652	13,747
	人数(人)	31	32	33	35	38
介護予防住宅 改修	給付費(千円)	60,022	60,022	62,511	67,489	70,119
	人数(人)	48	48	50	54	56
介護予防特定 施設入居者生 活介護	給付費(千円)	101,548	101,676	101,676	115,911	121,228
	人数(人)	100	100	100	114	119

区 分		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知 症対応型通所 介護	給付費(千円)	3,246	3,250	3,250	4,063	4,063
	回数(回)	27.2	27.2	27.2	34.0	34.0
	人数(人)	4	4	4	5	5
介護予防小規 模多機能型居 宅介護	給付費(千円)	48,611	49,737	50,802	57,113	59,243
	人数(人)	54	55	56	64	66
介護予防認知 症対応型共同 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防支援						
	給付費(千円)	177,863	182,022	185,262	202,099	212,051
	人数(人)	3,078	3,146	3,202	3,493	3,665

(3) 地域支援事業の見込み

ア 地域支援事業の量

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問型サービス（第1号訪問事業）				
訪問型サービス相当	件	16,331	16,690	16,978
訪問型サービスA	件	40	41	42
訪問型サービスB	件	546	558	568
訪問型サービスC	件	389	389	389
通所型サービス（第1号通所事業）				
通所型サービス相当	件	30,841	31,520	32,064
通所型サービスA	件	4,858	4,965	5,051
通所型サービスB	団体	1	1	1
通所型サービスC	件	1,695	1,695	1,695
その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）				
配食サービス	食	17,669	17,669	17,669
その他の介護予防・日常生活支援総合事業				
介護予防ケアマネジメント	件	32,087	32,793	33,359
一般介護予防事業				
介護予防普及啓発事業				
介護予防教室の開催	人	624	624	624
介護予防講演会の開催	人	150	150	150
いきいき健康サッカー教室の開催	人	90	90	90
いきいき健康バスケットボール教室の開催	人	90	90	90
いきいき健康自転車教室の開催	人	90	90	90
地域介護予防活動支援事業				
自主グループ活動支援事業の実施	回	44	44	44
高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施	人	15,240	15,310	15,360
地域リハビリテーション活動支援事業				
リハビリテーション専門職の派遣	回	19	19	19
包括的支援事業				
包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業				
医療・介護従事者向け相談窓口の運営	か所	5	5	5
医療・介護従事者向け研修の実施	人	5,800	6,300	6,800
生活支援体制整備事業				
第2層協議体の開催	回	335	335	335
介護予防・生活支援サービス従事者の養成	人	285	315	345
認知症初期集中支援推進事業				
認知症初期集中支援チームの設置	か所	25	25	25
認知症地域支援・ケア向上事業				
認知症地域支援推進員の配置	人	2	2	2
認知症サロン（オレンジサロン）の運営	か所	6	6	6
地域ケア会議推進事業				
個別課題検討会議の開催	回	125	130	135
地域課題検討会議の開催	回	101	101	101

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包括的支援事業				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）				
地域包括支援センターの運営	か所	25	25	25
任意事業				
介護給付等費用適正化事業				
認定調査状況チェック （調査票点検の実施）	%	100	100	100
ケアプランの点検 （ケアプラン点検の実施）	件	145	150	155
住宅改修等の点検 （住宅改修・福祉用具の点検）	件	30	32	34
医療情報との突合・縦覧点検 （医療情報との突合・縦覧点検の実施）	件	15,600	16,100	16,600
家族介護支援事業				
介護教室の開催 （家族介護教室等の開催）	回	56	56	56
認知症高齢者見守り事業 （位置探索サービス利用量の助成）	人	22	22	22
介護自立支援事業 （在宅高齢者家族介護慰労金の支給）	人	14	14	14
その他の事業				
成年後見制度利用支援事業 （成年後見制度の市長申立）	件	15	15	15
住宅改修等支援事業 （住宅改修の支援）	件	25	25	25
認知症サポーター等養成事業 （認知症サポーターの養成）	人	46,700	48,700	50,700
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 （生活援助員の派遣）	戸	96	96	96
介護サービスの質の向上に資する事業 （介護サービス相談員の派遣）	人	11	11	11
地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 （要介護認定者への配食サービスの提供）	食	28,222	28,222	28,222

イ 地域支援事業の費用

(単位 千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	1,532,202	1,564,402	1,590,203
訪問型サービス（第1号訪問事業）	320,616	327,670	333,323
訪問型サービス相当	301,461	308,094	313,409
訪問型サービスA	395	404	411
訪問型サービスB	559	571	581
訪問型サービスC	18,201	18,601	18,922
通所型サービス（第1号通所事業）	971,650	993,030	1,010,161
通所型サービス相当	905,886	925,820	941,791
通所型サービスA	47,746	48,796	49,638
通所型サービスB	317	324	330
通所型サービスC	17,701	18,090	18,402
その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）	10,491	10,722	10,907
配食サービス	10,491	10,722	10,907
一般介護予防事業	68,801	68,801	68,801
介護予防把握事業	903	903	903
介護予防普及啓発事業	35,429	35,429	35,429
地域介護予防活動支援事業	31,009	31,009	31,009
地域リハビリテーション活動支援事業	1,460	1,460	1,460
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	160,644	164,179	167,011
介護予防ケアマネジメント	151,344	154,674	157,342
その他の費用	9,300	9,505	9,669
包括的支援事業	735,650	735,650	735,650
包括的支援事業（社会保障充実分）	53,367	53,367	53,367
在宅医療・介護連携推進事業	24,682	24,682	24,682
生活支援体制整備事業	12,590	12,590	12,590
認知症初期集中支援推進事業	2,115	2,115	2,115
認知症地域支援・ケア向上事業	10,255	10,255	10,255
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	25	25	25
地域ケア会議推進事業	3,700	3,700	3,700
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	682,283	682,283	682,283
地域包括支援センターの運営	682,283	682,283	682,283
任意事業	45,990	45,990	45,990

(4) 施設・居住系サービスと地域密着型サービスの整備見込み

区 分	本計画期間における整備目標（量）				計 画 期 末 累 計
	総 数	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
施設・居住系サービス	192床	192床	0床	0床	4,639床
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	21床	21床	—	—	2,537床
介護老人保健施設	—	—	—	—	1,038床
介護医療院	—	—	—	—	194床
特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	870床
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5事業所	2事業所	2事業所	1事業所	10事業所
小規模多機能型居宅介護・ 看護小規模多機能型居宅介護	2事業所	2事業所	—	—	22事業所
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	54床	54床	—	—	522床
認知症対応型通所介護	—	—	—	—	9事業所

※ 「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」の計画期末累計は、地域密着型を含む

※ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、日常生活圏域を組み合わせた、5ブロック（東、西、南、北、中央）に各1事業所

※ 「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」は、未整備圏域または市内いずれかの2ブロック

※ 「認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）」は、未整備圏域または市内いずれかの2ブロックに各1事業所

2 本計画の施策・事業の指標と目標値

基本目標 1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				R 6年度	R 7年度	R 8年度
1	●	健康ポイント事業				
		参加者数	人	57,000	65,000	73,000
2		健康づくり実践活動の促進				
		地域での健康づくり活動回数	回	1,370	—	—
3		特定健康診査の実施				
		特定健康診査受診率	%	31.0	32.0	33.0
4		歯科検診（歯周病検診）の実施				
		—	—	—	—	—
5		食育出前講座・歯と口腔の健康づくり出前講座の実施				
		—	—	—	—	—
6		健康教育・健康相談の実施				
		地区における健康教育参加者数	人	300	320	350
		健康相談者数	人	450	450	450
7		歯科健康相談の実施				
		相談件数	件	10	10	10
8		健康管理に関する情報提供の推進				
		—	—	—	—	—
9		糖尿病重症化予防の推進				
		未治療者の受療率	%	55.0	65.0	75.0
10	★	運動推進事業				
		運動教室開催回数	回	40	40	40
11	★	介護予防参加促進事業				
		65歳・70歳到達者への介護予防リーフレット配布部数	部	11,842	11,682	11,411
12	★	介護予防普及啓発事業				
		はつらつ教室参加者数（実人数）	人	624	624	624
13	● ★	地域介護予防活動支援事業				
		自主グループ数	グループ	189	189	189
		自主グループ登録者数（累計登録時）	人	2,768	2,768	2,768
14	★	訪問型・通所型サービスC				
		訪問型サービスC延べ利用者数	人	389	389	389
		通所型サービスC延べ利用者数	人	1,695	1,695	1,695
15	★	地域リハビリテーション活動支援事業				
		自主グループへのリハビリテーション専門職派遣回数	回	19	19	19
16	★	保健事業と介護予防との一体的実施				
		—	—	—	—	—
17	●	高齢者等地域活動支援ポイント事業				
		参加者数	人	15,240	15,310	15,360

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				R6年度	R7年度	R8年度
18	●	高齢者外出支援事業				
		交付者数	人	38,100	38,510	38,860
19		みやシニア活動センター事業				
		参加者数	人	1,000	1,000	1,000
20		老人クラブ活動の育成・支援				
		単位老人クラブ数	クラブ	262	262	262
		老人クラブ会員数	人	13,800	13,800	13,800
21		ふれあい・いきいきサロン事業				
		ふれあい・いきいきサロン 設置数	か所	330	340	350
22		ニュースポーツの普及促進				
		—	—	—	—	—
23		地域スポーツクラブの育成・活動支援				
		地域スポーツクラブがカバー する地域数	地域	39	39	39
24		茂原健康交流センター事業				
		茂原健康交流センター延べ 利用者数	人	176,000	185,000	194,000
25		生涯学習センターや図書館等による学習活動の促進				
		生涯学習センター等における 講座の受講者数	人	30,000	35,000	40,000
26		老人福祉センター事業				
		老人福祉センター延べ 利用者数	人	257,000	259,000	262,000
27		シルバー大学校の運営支援				
		—	—	—	—	—
28		保健と福祉の出前講座の実施				
		実施回数	回	100	100	100
29	●	シルバー人材センター事業の支援				
		会員数	人	1,780	1,860	1,940
30		雇用や就労に関する各種支援制度の周知				
		—	—	—	—	—
31		スマホ基礎講座				
		講座の開催回数	回	36	36	36
32		宮デジサポーター事業				
		宮デジサポーター養成人数 (延べ人数)	人	45	70	95

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

基本目標 2 地域で支え合う社会の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				R6年度	R7年度	R8年度
33	●	地域包括支援センターの運営及び機能強化				
		「事業評価」(前年度の実施状況による)の達成できている項目が全項目の80%以上である センター数	センター	25	25	25
34	●	地域ケア会議の推進				
		個別課題検討会議開催回数	回	125	130	135
		地域課題検討会議開催回数	回	101	101	101
35	★	生活支援体制整備事業		—	—	—
36	★	介護予防・日常生活支援総合事業の推進(担い手の育成・確保)				
		介護予防・生活支援サービス従事者養成研修修了者数(累計)	人	285	315	345
37		認知症に関する市民への普及啓発				
		世界アルツハイマーデー記念講演会参加者数(累計)	人	1,700	1,900	2,100
38	●	認知症サポーター等の養成・支援				
		認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	人	46,700	48,700	50,700
39		認知症パートナーの養成・支援				
		認知症パートナー養成者数(累計)	人	210	270	330
40	●	認知症サロン(オレンジサロン)の推進				
		延べ利用者数	人	26,000	30,500	35,000
41		認知症高齢者地域生活安心サポート事業				
		検索支援アプリ登録者数(累計)	人	1,200	1,800	2,400
42		認知症事故救済事業				
		—	—	—	—	—
43	★	認知症早期発見チェックリスト等の配布				
		認知症早期発見リーフレット配布部数	部	15,000	15,000	15,000
44	★	もの忘れ相談会の開催				
		もの忘れ相談会の相談者数	人	72	72	72
45	★	認知症ガイドブック(ケアパス)の作成・配布				
		配布部数	部	7,000	7,000	7,000
46	★	認知症初期集中支援チームの運営				
		支援終了チーム数	チーム	5	5	5
47		ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営				
		ボランティアセンター登録団体数	団体	333	336	339
		ボランティアセンター登録者数	人	11,485	11,502	11,519
		まちづくりセンター登録団体数	団体	310	315	320

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				R6年度	R7年度	R8年度
48		ボランティア養成講座等の充実				
		講座数	講座	6	6	6
49		敬老会の開催支援を通じた敬老のこころを育む取組の推進				
		敬老会招待者数	人	78,010	80,970	83,080
50		学校における福祉教育の充実				
		「学習と生活についてのアンケート」の「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」の肯定的回答の割合（中学3年生）	%	94.4	94.6	94.8
51		共生のこころを育むプロモーション事業				
		—	—	—	—	—
52		市有施設等のバリアフリーの推進				
		公園整備数	か所	4	5	5
53		公共的施設等のバリアフリーの推進				
		ノンステップバスの導入率	%	(R10までに77.6)		
54		広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進				
		—	—	—	—	—
55		拠点への生活利便施設等の充実と便利で快適に移動ができる、外出しやすい移動環境の形成				
		都市拠点・地域拠点（都市機能誘導区域と市街化調整区域の地域拠点）に新規立地する誘導施設数	か所	14	21	28
56	●	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進				
		地域包括支援センターによる安否確認人数（少ないほどよい）	人	84	84	83
57		災害時要援護者支援事業				
		災害時要援護者台帳共有地区数	地区	39	39	39
58		地域における自主防災組織の育成・強化				
		自主防災組織訓練指導回数	回	39	39	39
59		防犯教育の推進				
		高齢者向け防犯講習会受講者数	人	2,300	2,300	2,300
60		交通安全教育の実施				
		高齢者向け交通安全教室受講者数	人	4,500	4,500	4,500
61		消費者教育・啓発の推進				
		高齢者向け消費生活出前講座受講者数	人	2,450	2,450	2,450
62		特殊詐欺対策の推進				
		—	—	—	—	—
63		感染症への対策に関する意識啓発の推進				
		—	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業
 ※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

基本目標 3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				R6年度	R7年度	R8年度
64		新規就労者の確保	—	—	—	—
65		県が実施する参入促進や資質の向上に向けた取組の周知	—	—	—	—
66		介護ロボットやICTの活用促進	—	—	—	—
67		介護現場における処遇改善等の促進	—	—	—	—
68	★	認定調査内容の点検等の実施				
		調査票点検の実施率	%	100	100	100
69	★	認定審査会委員・認定調査員を対象とした研修の実施				
		認定審査会委員研修出席率	%	100	100	100
		認定調査員研修出席率	%	100	100	100
70	●★	ケアプランに対する助言・指導の実施				
		ケアプラン点検の実施件数	件	145	150	155
71	★	住宅改修・福祉用具の点検				
		住宅改修調査件数	件	20	21	22
		福祉用具調査件数	件	10	11	12
72	★	縦覧点検・医療情報との突合				
		縦覧点検の実施件数	件	5,900	6,100	6,300
		医療情報との突合件数	件	9,700	10,000	10,300
73	●★	介護従事者等の資質の向上				
		介護支援専門員等研修会開催回数	回	5	5	5
74		浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保に関する助言・指導				
		避難確保計画の作成・提出率	%	100	100	100
75		感染症発生時の適切な対応に関する助言・指導	—	—	—	—
76		罹災や感染症拡大予防のための施設改修等への支援	—	—	—	—
77		地域における医療・介護の資源の把握				
		地域包括資源検索サイトの閲覧数 (累計)	回	32,000	34,000	36,000
78		在宅医療・介護連携の課題の抽出	—	—	—	—
79		切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制（地域療養支援体制）の構築推進				
		要介護認定者の退院調整率	%	78.3	80.3	82.3

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
80	★	医療・介護関係者の情報共有の支援 訪問診療を受けた患者数	人/月	2,600	2,800	3,000
81	★	在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ブロック連携会議の開催回数	回	16	16	16
82	★	医療・介護関係者の研修 医療・介護従事者向け研修 参加者数（累計）	人	5,800	6,300	6,800
83	●	地域住民への普及啓発 在宅療養に関する講座の参加者数 （累計）	人	2,400	2,600	2,800
84		「介護保険相談窓口」の充実 —	—	—	—	—
85		介護保険制度に関する周知啓発 「介護保険の手引き」作成部数	部	13,000	13,000	13,000
86		介護保険サービス利用者の権利擁護 —	—	—	—	—
87	●	家族介護教室等の開催 家族介護教室回数	回	56	56	56
88		介護者交流会の開催 介護者交流会の回数	回	2	2	2
89		在宅高齢者家族介護慰労金の支給 支給者数	人	14	14	14
90		はいかい高齢者等家族支援事業 位置検索サービス利用者数	人	22	22	22
91		ヤングケアラーへの支援 —	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

基本目標 4 いつまでも自分らしさを持ち自立した生活の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				R 6年度	R 7年度	R 8年度
92	●	高齢者等ホームサポート事業 登録者数	人	610	620	630
93		在宅高齢者等日常生活用具給付事業 給付者数	人	79	80	81
94		緊急通報システム事業 利用者数	人	410	410	410
95		食の自立支援事業（配食サービス）の実施 要介護認定者への延べ提供食数	食	28,222	28,222	28,222
		要支援認定者への延べ提供食数	食	17,669	17,669	17,669
96		はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業 交付者数	人	11,000	11,120	11,220
97		高齢者短期宿泊事業 短期宿泊受入施設数	か所	2	2	2
98		高齢者にやさしい住環境整備補助事業 補助件数	件	36	36	36
99		住宅改修補助事業	—	—	—	—
100		住宅改修に関する情報提供	—	—	—	—
101		住宅改修支援事業	—	—	—	—
102		木造住宅の耐震化支援 耐震化率	%	—	97	—
103		住宅の住替え制度（マイホーム借上げ制度）の活用促進	—	—	—	—
104		生活援助員派遣事業 派遣対象住宅戸数	戸	96	96	96
105	●	高齢者向け住宅の普及促進 サービス付き高齢者向け住宅の整備戸数	戸	1,820	1,890	1,960
		セーフティネット専用住宅登録戸数	戸	21	31	41
		軽費老人ホーム（ケアハウス）定員数	人	575	575	575

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

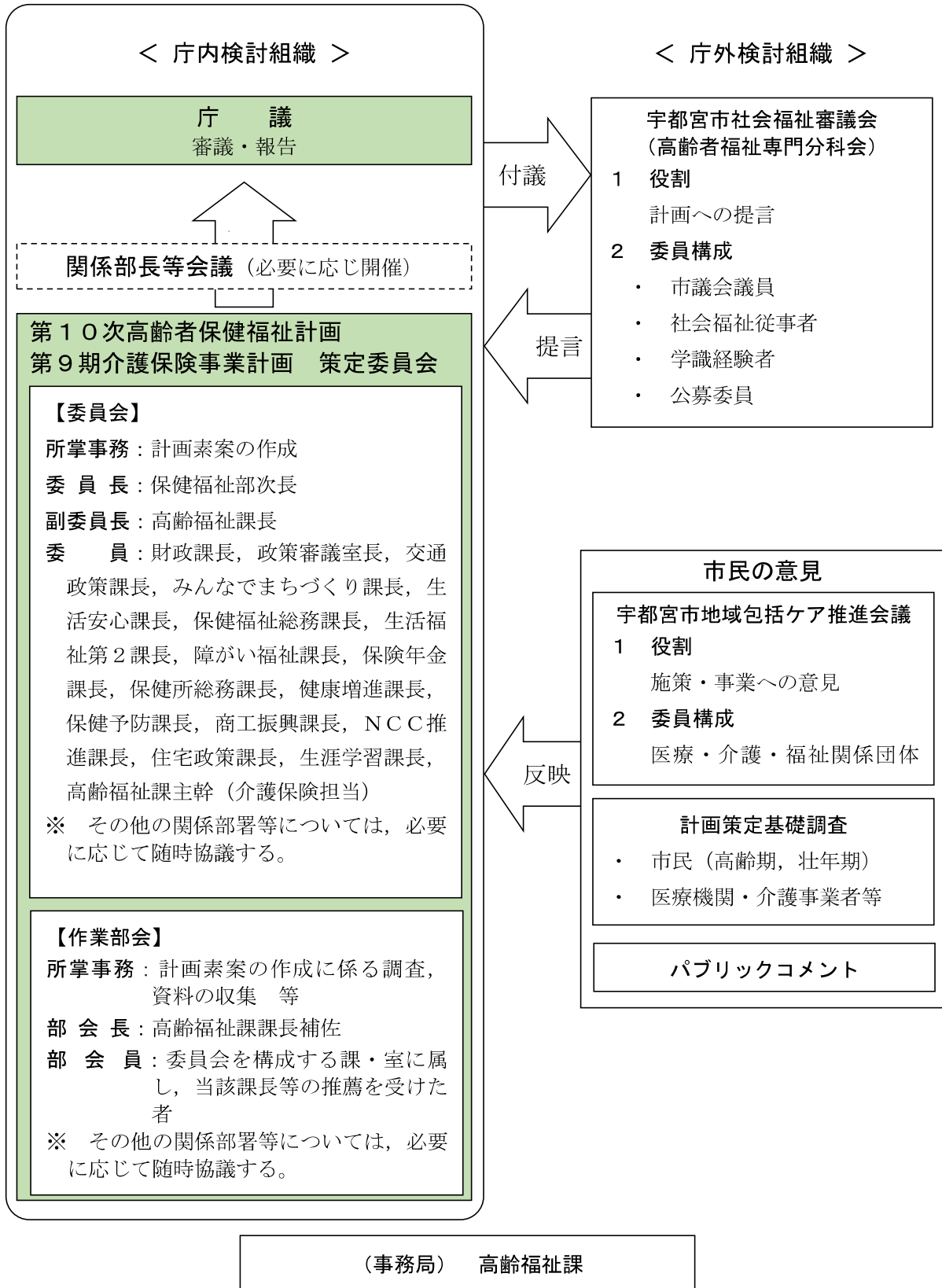
No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				R6年度	R7年度	R8年度
106		公営住宅の確保				
		市営住宅整備戸数	戸	3,543	3,543	3,543
		高齢者用住宅（シルバーハウジング）整備戸数	戸	72	72	72
107		老人措置事業				
		養護老人ホーム整備床数	床	110	110	110
		被措置者数	人	97	101	105
108	●	住宅確保要配慮者に対する居住支援				
		居住支援協議会の相談・支援件数（累計）	件	100	150	200
109		高齢者虐待防止事業				
		地域における虐待防止のための普及啓発活動回数	回	39	39	39
110		成年後見制度の周知・利用促進				
		市民の成年後見制度の認知度	%	61.0	62.3	63.6
		市長申立件数	件	30	30	30
111		日常生活自立支援事業の利用促進				
		—	—	—	—	—
112		成年後見人等の人材の確保				
		市民後見人候補者名簿登録者数（累計）	人	15	15	15
113	●	地域連携ネットワークの構築				
		成年後見制度利用促進協議会開催数	回	2以上	2以上	2以上

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

3 本計画の策定経過

(1) 策定体制



(2) 庁内検討組織

宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画を策定するため、宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定。
- (2) その他、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には高齢福祉課長をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係する課長等による委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究し、関係各課の連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には高齢福祉課課長補佐をもって充てる。
- 4 部会員には別表2に掲げる課室から推薦された者をもって充てる。
- 5 部会長は策定作業部会を総理する。
- 6 第4条第3項の規定は、策定作業部会について準用する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

別表1（第3条関係）

財政課長，政策審議室長，交通政策課長，みんなでまちづくり課長，生活安心課長，保健福祉総務課長，生活福祉第2課長，障がい福祉課長，保険年金課長，保健所総務課長，健康増進課長，保健予防課長，商工振興課長，NCC推進課長，住宅政策課長，生涯学習課長，高齢福祉課主幹（介護保険担当）

別表2（第5条関係）

財政課，政策審議室，交通政策課，みんなでまちづくり課，生活安心課，保健福祉総務課，生活福祉第2課，障がい福祉課，保険年金課，保健所総務課，健康増進課，保健予防課，商工振興課，NCC推進課，住宅政策課，生涯学習課

(3) 宇都宮市社会福祉審議会

社会福祉法（抜粋）

昭和26年3月29日

法律第45号

（地方社会福祉審議会）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（専門分科会）

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

宇都宮市社会福祉審議会条例

平成12年3月24日

条例第19号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会として、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を行う委員)

第5条 審議会の委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(会議の特例)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を審議会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

- 2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「招集を」とあるのは「書面又は電磁的記録を回付する方法による開催を」と、「招集しなければならない」とあるのは「書面又は電磁的記録を回付する方法により開催しなければならない」と、同条第3項中「審議会は」とあるのは「審議会の審議は」と、「出席しなければ、会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録による回答がなければ、成立しない」と、同条第4項中「出席した委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、同条第5項中「会議を開き、」とあるのは「の議事の概要が記載された書面又は電磁的記録を回付し、賛否を問うことにより」と、「前2項」とあるのは「第6条の2第2項の規定により読み替えて準用する前条第3項及び第4項」と読み替えるものとする。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会（この項において民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会のそれぞれの専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては委員）の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては委員）が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年12月22日から施行する。

宇都宮市社会福祉審議会規則

平成12年3月24日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市社会福祉審議会条例（平成12年条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、審議会について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

宇都宮市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市社会福祉審議会規則（平成12年規則第14号）第3条の規定に基づき、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

2 地域福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に地域福祉専門分科会を置く。

3 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める数の委員をもって組織する。

(1) 民生委員審査専門分科会 10人以内

(2) 障害者福祉専門分科会 15人以内

(3) 高齢者福祉専門分科会 20人以内

(4) 地域福祉専門分科会 18人以内

4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の決議)

第2条の2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

4 第2条第4項から第7項までの規定は、審査部会の議事について準用する。この場合において「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(審査部会の答申及び決議)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、諮問を受けたときは、審査部会で審査し、答申するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定

(2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条の規定による医師の指定の取消し

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定
 - (4) 法第60条の規定による指定医療機関の指定の更新
 - (5) 法第67条第1項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告
 - (6) 法第67条第3項の規定による指定医療機関の開設者に対する措置命令
 - (7) 法第68条第1項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止
 - (8) その他指定医師及び指定医療機関に関する事項
- 2 審議会は、前項第1号、第3号及び第4号の事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（回覧審査）

第5条 専門分科会長又は審査部会長において、緊急で会議を招集する暇がないと認める場合は、会議の議事を回覧審査に付することができる。

（報告）

第6条 専門分科会又は審査部会において議決をしたときは、専門分科会にあっては当該専門分科会長が、審査部会にあってはその審査部会の属する専門分科会に報告したうえで当該審査部会長が、それぞれ委員長に報告するものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

(4) 宇都宮市社会福祉審議会からの提言

にっこり安心プラン
第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画
第9期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)
策定に係る提言

令和6年2月15日
宇都宮市社会福祉審議会

提言にあたって

国においては、第9期介護保険事業計画の策定に向け、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示され、各地域の中長期的な介護ニーズ等に応じた介護サービス基盤の整備や、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進などを図ることとされました。

団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年を目前に控え、宇都宮市においては、総人口が減少に転じた平成30年からの5年間で要介護・要支援認定者数が3千人以上増加したほか、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者も増加しており、医療や介護を始めとする高齢者の支援ニーズが益々高まっていることが伺えます。また、これらに伴って介護を行う家族の負担も増加していると考えられます。

また、8050問題に代表される高齢者を取り巻く課題の複雑化・複合化や、デジタル社会の進展に伴う高齢者のデジタルデバイド、住まいの確保が困難な高齢者の増加など、宇都宮市が喫緊に取り組むべき新たな課題も明らかになっています。

このような中、本審議会は、「第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の策定にあたり、高齢者福祉専門分科会において4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきました。本提言は、これまでの議論・検討の結果を踏まえ、本計画において対応すべき課題や、取り組むべき施策・事業についてまとめたものであります。

宇都宮市におかれましては、本計画の策定にあたり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、計画の推進にあたっては、この計画が宇都宮市の高齢者施策の基本指針となることを念頭に置き、市民、関係諸機関及び行政が連携しながら、各種の施策・事業を総合的・効果的に推進していくことを期待します。

目 次

I	宇都宮市の高齢者施策に係る現状と課題について・・・・・・・・・・	1
II	必要となる施策・事業について・・・・・・・・・・	2
III	地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて・・・・・・・・	4
IV	計画の推進にあたって・・・・・・・・・・	5
V	宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議経過・・・・・・・・	6
VI	宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員・・・・・・・・	7

I 宇都宮市の高齢者施策に係る現状と課題について

宇都宮市の高齢者福祉を取り巻く現状や、本計画において対応すべき課題について、次のとおり取りまとめました。

- 宇都宮市の高齢者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、閉じこもりリスクの増大やグループ活動への参加頻度の低下がみられ、要介護状態に陥りやすくなっていると考えられることから、アフターコロナにおいて、高齢者が社会とのつながりを取り戻せるよう支援することが重要です。
また、交通系ＩＣカードやスマートフォンの利用が普及していることは、デジタル社会への対応に向けた好機と捉え、高齢者のデジタルデバインド対策に取り組むことも重要です。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの孤独・孤立の問題に加え、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した問題が顕在化していることから、地域包括支援センターにおける相談機能の更なる強化や業務負担の軽減に取り組むとともに、地域が主体となった支え合い活動を促進していくことが重要です。
また、認知症対策については、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の制定を踏まえ、宇都宮市の実情に応じた認知症施策を推進することも重要です。
- 後期高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者数は今後も増加していくことが見込まれることから、引き続き、健全な制度運営を図るとともに、質の高い介護サービスを効率的に提供する体制を整えることが重要です。
また、就労している家族介護者やヤングケアラー、認知症の方を介護する家族など、様々な状況に置かれている介護者に対し、適切に支援を行き渡らせることも重要です。
- 転居を希望する高齢者が一定数いる中、高齢者の入居を断る賃貸住宅もあることから、高齢者が安心して入居できる住まいを確保するとともに、円滑な入居に向けた相談支援に取り組むことが重要です。
また、宇都宮市が令和５年２月に策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づいて、成年後見制度の適切な利用に向けた制度の普及や相談支援に取り組むことも重要です。
- 年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自分らしく幸せに暮らすことのできる地域共生社会の構築を踏まえ、その基盤となる地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくことが重要です。

Ⅱ 必要となる施策・事業について

前述の対応すべき課題を踏まえ、宇都宮市が目指す「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」に向け、本計画に反映すべき施策・事業について、次のとおり取りまとめました。

1 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて

アフターコロナにおいて、高齢者が社会とのつながりを取り戻し、積極的に生きがいづくりや介護予防に取り組むことができるよう、公共交通等の利用による外出支援の充実を図りながら、老人クラブ活動を始めとする生きがいづくりや多様な介護予防活動の機会を提供する必要があります。

また、デジタルの利活用を必要とする高齢者が、デジタルに関する格差を感じることなく、より豊かな生活を送ることができるよう、公共施設等における通信環境の整備やスマートフォン教室の開催などに取り組む必要があります。

2 「地域で支え合う社会の実現」に向けて

高齢者を取り巻く様々な課題に対応できる地域づくりに向け、地域包括支援センターにおいて、ICTの活用などによる業務の効率化やサービスの質の向上に取り組むほか、第2層協議体において、地域間の情報共有やネットワークづくりを支援する必要があります。

また、認知症対策を一層推進するため、他都市の先進的な取組を参考にしながら、認知症を早期に発見し、適切な医療や介護のケアにつなぐ仕組みを充実するとともに、認知症の方やその家族を手助けできる地域づくりに取り組む必要があります。

3 「介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に向けて

要介護・要支援認定者の更なる増加に対応し、質の高い介護サービスを効率的に提供することができるよう、介護給付の適正化や介護人材の育成に取り組むほか、介護者の負担を軽減することができるよう、様々な環境にある介護者に対するきめ細かな相談支援に取り組む必要があります。

また、介護保険料の設定にあたっては、費用負担の公平性を確保するため、サービス利用状況の変化や本計画に定める施策・事業の内容などを踏まえて適正に費用の推計を行った上で、引き続き、被保険者の所得に応じた保険料率を設定する必要があります。

4 「いつまでも自分らしさを持ち，自立した生活の実現」に向けて

高齢者が，心身の状況や生活状況に応じて最適な住まいを選択し，安心して暮らすことができるよう，有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を含む多様な住まいを確保するとともに，円滑な入居に向けた相談支援に取り組む必要があります。

また，成年後見制度の利用促進にあたっては，必要とする高齢者が円滑に制度を利用できるよう，広く市民への周知に取り組むことに加え，成年後見人等の人材の確保や，司法・福祉などの関係者による地域連携ネットワークの推進に取り組む必要があります。

Ⅲ 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて

宇都宮市の地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向け、重視すべき点について、次のとおり取りまとめました。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、2025（令和7）年以降も安心して暮らせる長寿社会の実現を目指し、これまでに宇都宮市が構築してきた地域や関係機関との連携を最大限に活かし、各分野の取組を一層充実していく必要があります。
- 地域共生社会の構築を踏まえ、宇都宮市の地域福祉計画である「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」との整合を図りながら、地域包括支援センターにおける他分野との連携促進や、第2層協議体における多様な主体の参画に向けた支援に取り組む必要があります。
- 市民1人ひとりが、地域包括ケアシステムの重要性を理解し、それぞれの立場で積極的に行動に移すことができるよう、これまでの周知方法に加え、関係者間の情報交換やデジタルを活用した多世代への情報発信など、あらゆる機会を通じた周知・啓発に取り組む必要があります。

IV 計画の推進にあたって

本計画を着実に推進するため、次の点に留意して取り組む必要があります。

- 本計画の基本理念である「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」に向け、行政内部の連携を深めて、総合的・一体的に高齢者対策を推進すること。
また、本計画を推進していくため、福祉団体や地域団体、介護サービス事業者、保健・医療等の様々な団体との連携を強化し、地域社会における高齢者の生活を支えるための体制整備を推進すること。
- 本計画の周知にあたっては、高齢者だけでなく、広く市民に対して宇都宮市の高齢者福祉への御理解・御協力が得られるよう、市ホームページや広報紙、パンフレットによるほか、地域の関係機関・団体等と連携しながら取り組むこと。
- 今後も介護サービスの需要は高まっていくと見込まれることから、保険者である宇都宮市は、引き続き、費用負担者への説明責任を果たしながら、介護保険制度の安定運営に努めること。

V 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議経過

○ 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）での審議

【第1回】

開催日時	令和5年7月27日（水） 午後2時30分～3時30分
審議内容	<ul style="list-style-type: none">・ 委員改選に伴う委員長等の選出について・ 令和5年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

【第2回】

開催日時	令和6年2月15日（木） 午後2時30分～3時30分
審議内容	<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年度専門分科会の調査審議結果について・ 令和6年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

○ 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議

【第1回】

開催日時	令和5年7月27日（木） 午後4時～5時30分
審議内容	<ul style="list-style-type: none">・ 前計画の評価と課題について・ 本計画の骨子（案）について

【第2回】

開催日時	令和5年11月6日（月） 午後4時～5時30分
審議内容	<ul style="list-style-type: none">・ 本計画における施策の方向性について・ 地域包括ケアシステムの方向性について

【第3回】

開催日時	令和5年12月18日（月） 午後4時～5時30分
審議内容	<ul style="list-style-type: none">・ 本計画の素案について

【第4回】

開催日時	令和6年2月8日（木） 午後1時～2時30分
審議内容	<ul style="list-style-type: none">・ 本計画（案）について・ 本計画策定に係る提言（案）について

VI 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員

	団体名称等	役職名等	氏名	備考
1	宇都宮市議会	議員	福田 智恵	
2	宇都宮介護者の会	会長	三條 安子	
3	宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会	理事	唐木 成仁	
4	宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会	会長	塩澤 達俊	
5	宇都宮市社会福祉協議会	会長	手塚 英和	
6	宇都宮市民生委員児童委員協議会	会長	釘持 幸子	
7	宇都宮市老人クラブ連合会	会長	桶田 正信	
8	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	浜野 修	
9	栃木県老人福祉施設協議会	会長	大山 知子	
10	宇都宮市医師会	理事	依田 祐輔	職務代理者
11	宇都宮市歯科医師会	副会長	生井 俊一	
12	宇都宮市自治会連合会	副会長	小松 整洸	
13	国際医療福祉大学	大学院医療福祉学 分野責任者 教授	小林 雅彦	分科会長
14	栃木県看護協会	会長	朝野 春美	
15	公募委員	—	土肥 義則	
16	公募委員	—	八幡 知子	

(5) 策定の経過

- 令和5年 4月27日 庁 議
- ・ 本計画の策定について
- 5月 公募委員の募集・決定
- 7月10日 第1回 作業部会(※1)
- ・ 本計画の策定について
 - ・ 国の基本指針について
 - ・ 本市の現状分析について
 - ・ 前計画の評価と課題について
 - ・ 本計画の骨子(案)について
- 7月17日 第1回 策定委員会(※2)
- 7月27日 第1回 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
- 10月23日 第2回 作業部会
- ・ 本計画における施策の方向性について
 - ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進について
- 10月30日 第2回 策定委員会
- 11月6日 第2回 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
- 11月22日 第3回 作業部会
- ・ 本計画の素案について
- 11月29日 第3回 策定委員会
- 12月13日 関係部長会議
- 12月18日 第3回 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
- 12月20日 政策会議
- 12月26日～令和6年1月15日 パブリックコメント
- 令和6年 2月8日 第4回 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
- ・ 本計画(案)について
 - ・ 本計画策定に係る提言(案)について
- 2月15日 第2回 宇都宮市社会福祉審議会
- ・ 専門分科会の調査審議結果について ほか
宇都宮市社会福祉審議会から市への提言
- 3月28日 庁 議
- ・ 本計画の策定について

※1 (仮称)第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画) 策定委員会作業部会

※2 「(仮称)第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画) 策定委員会

4 用語の解説

あ行

■ 医療・介護連携支援ステーション

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センターを対象に、入院患者の円滑な在宅療養移行などに向け、相互の連携を支援するための相談窓口。市内を5つのブロックに分けて設置している。

■ 医療・介護連携支援センター

医療・介護連携支援ステーション間の情報共有や地域の医療・介護の情報を集約した「地域包括資源検索サイト」の管理・運用など、医療・介護連携支援ステーションの活動を支援する機関。

■ 宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン

「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」第7条に定める、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であるとともに、社会福祉法に定められる、地域福祉の推進に関する事項を一体的に推進する地域福祉計画。

地域共生社会の実現に向けた福祉分野の上位計画として高齢、障がい、子ども、その他の保健福祉に関する個別計画と整合性を持つ。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」を包含するもの。

■ 宇都宮市みんなで考える認知症月間

認知症に関する市民の理解促進を図るため、市民公開講座やパネル展などの啓発事業を集中的に行う期間であり、世界アルツハイマーデー（9月21日）にちなんで毎年9月に実施している。

■ SDGs（エスディーゼズ）

2015年の国連サミットで定められた、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17個のゴールと169個のターゲットにより構成されている。

■ LRT

「Light Rail Transit（ライト・レール・トランジット）」の略称であり、各種交通との連携や低床式車両（LRV）の活用、軌道・停留場の改良による乗降の容易性などの面で優れた特徴がある次世代型の路面電車（愛称：ライトライン）。

「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」を支える総合的な公共交通ネットワークの要として位置付けている。

か行

■ 介護医療院

長期の療養を必要とする場合に入所する介護保険施設であり、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行う。

■ 介護サービス計画（ケアプラン）

要介護認定を受けた高齢者が介護サービスを受ける場合に、受けるサービスの内容や本人の負担額などを定めたもの。要介護認定者は市区町村に作成依頼の届出を行い、それを受けて、主に介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人や家族等と相談しながら作成する。

■ 介護サービス相談員

利用者から介護サービスに関する疑問や不安などを聞き、サービス提供者と利用者との間に立って、問題解決に向けた手助けを行う相談員。

■ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護の知識を幅広く持った専門家であり、介護サービス計画（ケアプラン）の作成のほか、利用者等へのアドバイスやサービス事業者との連絡調整などを行う。

■ 介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐこと、または要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。

■ 介護予防教室（はつらつ教室）

地区市民センターや地域コミュニティセンターなどの身近な場所で、運動や低栄養予防、口腔ケアの方法、認知症予防の脳トレなど、介護予防に役立つ内容について、約半年から1年かけて学ぶ教室。

■ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する介護保険施設であり、入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

■ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する介護保険施設であり、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他の必要な医療等を行う。

■ 介護ロボット

ロボット技術が応用された、利用者の自立支援や介護者の負担軽減に役立つ介護機器のこと。介護ロボットの例としては、移乗支援を行う「装着型パワーアシスト」や移動支援を行う「歩行アシストカート」、認知症の方の見守りを行う「見守りセンサー」がある。

■ 看護小規模多機能型居宅介護

在宅の利用者に対し、通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うほか、訪問看護のサービスを提供する地域密着型サービス。

■ 基幹相談支援センター

地域包括支援センターの設置主体である本市が高齢福祉課内に設置する機関であり、地域包括支援センター間の総合調整、地域包括支援センターの後方支援などを行う。

■ 協議体

高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、地域の多様な主体が参画し、情報の共有を行うとともに、連携を強化することにより、資源開発（地域における支え合いの体制づくり）を行うことを目的としたもの。

市域全体を対象とする第1層と、日常生活圏域（本市においては、地区連合自治会圏域）を対象とする第2層の、重層的な取組が想定されている。

本市における第1層協議体は、市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会がその役割を担い、第2層協議体は、地域包括支援センターをはじめ、地区連合自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など、地域の実情に応じて様々な団体が参画することとしている。

■ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めたもの。

■ 居住支援協議会

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に規定される組織。地方公共団体、公的賃貸住宅事業者、不動産関係団体、居住支援法人などの団体が連携し、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居円滑化に必要な支援を行うもの。

■ ケアプラン

「介護サービス計画」に同じ。

■ ケアマネジャー

「介護支援専門員」に同じ。

■ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

老人福祉法に定められる、「無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設」。市内に13施設ある。

■ 言語聴覚士（ST）

聴覚・言語・嚥下機能の評価や指導を行うとともに、コミュニケーション力の改善に向けたアドバイスをするリハビリテーション専門職。

■ 健康づくり推進員

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を自ら実践するとともに、健康づくりを身近な地域の中に広めていく活動を行う市独自のボランティア。地区連合自治会単位ごとに、健康づくり推進組織を設置し、地域の既存組織と連携を図りながら、活動を展開している。

■ 高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上人口）の割合。7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれる。

■ 高齢者の居住の安定確保に関する法律

高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とした法律。「サービス付き高齢者向け住宅登録制度」、「終身建物賃貸借制度」等について定めている。

さ行

■ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供する住宅。国土交通省・厚生労働省の共管として創設され、都道府県・政令指定都市・中核市が登録や事業者に対する指導・監督を行う。

■ 災害時要援護者

高齢者や障がい者などのうち、災害が発生した際、自力で避難することが困難で、避難支援を希望する方。

■ 在宅医療

医師をはじめ、歯科医師や薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職などの医療関係者が、住み慣れた自宅などに訪問して提供する治療や検査などの医療行為のこと。

■ 在宅療養

病気やけが、あるいは高齢のため歩けなくなり、医療機関に通院できなくなったときなどに、住み慣れた家や施設で、在宅医や訪問看護師、ホームヘルパーなどに訪問してもらい、医療と介護を受けながら療養生活を送ること。

■ 作業療法士（OT）

日常生活活動を中心とした生活行為の改善に向け、具体的な工夫や福祉用具の活用、生活環境の整備などをアドバイスするリハビリテーション専門職。

■ 市街化調整区域の整備及び保全の方針

NCCの具体化を図るため、市街化調整区域における将来の土地利用の方向性を明らかにし、本市の実情に応じた都市計画制度の運用により、市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺を中心とした、郊外部地域の持続性を高める土地利用を促進するための方針。

■ 施設・居住系サービス

介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の総称。

■ 市町村特別給付

条例に基づいて市町村が独自に行う給付であり、第1号被保険者の保険料を財源として、法律で定められた介護サービス以外のサービスを実施することができる。

本市においては、在宅の要介護1～5の被保険者に対し、紙おむつ購入費の支給を実施している。

■ 縦覧点検

介護給付費適正化の取組のひとつであり、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を発見して適切な処置を行うもの。

■ 小規模多機能型居宅介護

在宅の利用者に対し、通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う地域密着型サービス。

■ 食生活改善推進員

「私たちの健康は私達の手で」をモットーに、地域に根ざした食生活改善のための活動を行う全国組織のボランティア団体。家族や近隣住民など仲間とのふれ合いを通じ、食を通じた健康づくり活動を実施している。

■ 自立支援

介護保険制度の理念であり、それぞれの高齢者が有する身体機能を活かしながら、自分らしい生活を送ることを支援するもの。

■ シルバー人材センター

健康で働く意欲のある高齢者（おおむね60歳以上）の方を対象に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、生きがいの充実・社会参加の促進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている公益法人。

■ 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）

もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。

■ 人生100年時代

我が国が今後迎える更なる長寿社会のこと。ある海外の研究では「日本では、2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きる」と推計されている。

■ 生活支援コーディネーター

高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体とともに、地域における資源開発や生活支援の担い手の育成、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行うもの。

協議体と同様、市域全体と対象とする第1層と、日常生活圏域（本市においては、地区連合自治会圏域）を対象とする第2層の、重層的な取組が想定されている。

本市における第1層生活支援コーディネーターは、市高齢福祉課がその役割を担い、第2層生活支援コーディネーターは、それぞれの第2層協議体において、地域における支え合い活動の経験があるなどの適任者を選出することとしている。

■ 生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する疾患の総称。日本人の三大死因である、がん・脳血管疾患・心疾患や高血圧症、糖尿病などが該当する。

■ 成年後見制度

認知症等により判断能力が不十分であり、財産管理や福祉サービスの利用についての契約などの法律行為を自分で行うことが困難な方を保護し、支援する制度。

■ 世界アルツハイマーデー

アルツハイマー病等に関する認識を高めるため、1994年に国際アルツハイマー病協会と世界保健機関（WHO）が共同で制定した日であり、毎年9月21日。

た行

■ 団塊ジュニア世代

第二次ベビーブーム（昭和46～49年）に生まれた世代のこと。令和22（2040）年には団塊ジュニア世代がすべて高齢者となる。

■ 団塊の世代

第一次ベビーブーム（昭和22～24年）に生まれた世代のこと。令和7（2025）年には団塊の世代がすべて後期高齢者となる。

■ 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■ 地域ケア会議

介護保険法に定められる、介護福祉専門員、保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議。会議では、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

■ 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援（生活支援）」の5つの分野が包括的に確保される体制。

本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組は、国が示す上記の5つの分野に、看取りを含めた在宅での療養生活を送る上で重要となる「医療・介護連携」と、75歳以上の高齢者の増加に伴い、更に重要性が高まる「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施する。

■ 地域包括ケア推進会議

地域包括ケアシステムの構築及び円滑な運用や更なる深化・推進に向け、医療・介護・福祉などの関係団体が集まり、医療・介護連携や、認知症対策、生活支援体制の整備などの取組について、課題の抽出や対応策の検討を行う会議。

■ 地域包括支援センター

介護保険の被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関。市内に25か所設置している。

■ 地域密着型サービス

認知症等により介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、平成18年4月に創設された介護サービスの類型であり、日常生活圏域における多様で柔軟な介護サービスを提供する。市区町村が事業者指定の権限を持ち、原則として当該市区町村の住民のみが利用できる。

■ 中核機関

成年後見制度利用促進法に基づく、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや成年後見制度の専門相談等に対応する中核的な役割を担う機関。

本市においては、中核機関として令和5年10月に「宇都宮市成年後見支援センター」を開設。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした在宅の要介護高齢者に対し、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う地域密着型サービス。

■ デジタルデバインド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる情報格差のこと。

■ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）において、要介護者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能等訓練、療養上の世話等を行う介護サービス。

- **特別養護老人ホーム**
「介護老人福祉施設」に同じ。

な行

- **日常生活自立度**
要介護・要支援認定に用いられる指標のことであり、「障害者の日常生活自立度（寝たきり度）」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の2つがある。
- **認知症**
誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、脳の細胞が死んでしまうことや働きが悪くなることにより、認知機能が低下し、生活に支障が出てくる状態のこと。
- **認知症高齢者グループホーム**
「認知症対応型共同生活介護」に同じ。
- **認知症サポーター**
認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講することにより、誰でも認知症サポーターになることができる。
- **認知症サロン（オレンジサロン）**
認知症の人とその家族をはじめとする誰もが気軽に集まれ、交流できる場で、専門的な相談にも対応している。「公益社団法人認知症の人と家族の会栃木県支部」などが運営主体となっている。
- **認知症疾患医療センター**
地域の医療提供体制の中核として、認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、症状増悪期の対応、BPSD（行動・心理症状）や身体合併症に対する急性期医療、BPSDやせん妄予防のための継続した医療・ケア体制を整備する医療機関。市内に2か所設置されている。
- **認知症初期集中支援チーム**
複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を行うチーム。
- **認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）**
比較的安定した認知症の状態にある要介護者等に対し、共同生活を営む住居において、家庭的な環境のもとで、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う地域密着型サービス。
- **認知症地域支援推進員**
地域の支援機関間の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェなどの市域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する職員。
- **認知症パートナー**
通いの場などにおける傾聴やレクリエーションなどの企画・実践を通して、認知症の人をより身近でサポートする「具体的な支援活動の実践者」であり、本市が開催する「ステップアップ講座」を受講した認知症サポーターを認定・登録する。

■ 認定率

第1号被保険者数（65歳以上人口）に占める要介護・要支援認定者の割合。

■ ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）

人口減少や超高齢社会においても、将来に渡って持続的に発展し、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で安心して便利に暮らし続けられるよう、中心部に加え、市内各地域に、スーパーや病院など様々なまちの機能を集約した拠点を形成し、それらを鉄道やライトライン、バスなどの利便性の高い公共交通ネットワークなどで結んだ都市のこと。

は行

■ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■ ふれあい・いきいきサロン

高齢者、障がい者及び子どもなどが身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、お互いに支えあい助けあう、地域の居場所。

■ フレイル

高齢者の「健康状態と要介護状態との間にある“虚弱状態”」を指し、まだ介護は必要ないけれど、なんとなく体調が優れない、足腰や口周りに不安がある、人付き合いがおっくうになるなど、年齢とともに生じる心身の衰えのこと。

■ 訪問看護ステーション

かかりつけの医師の指示により看護師などが家庭を訪問し、病状や健康状態の管理、医療処置、リハビリテーション、家族の相談・支援などを行う事業所。

■ ボランティアセンター

本市社会福祉協議会が運営する、ボランティア活動に関する相談やボランティア活動に関する情報の収集・提供、ボランティアグループの紹介等のほか、ボランティア活動に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座や、ボランティア育成のための講座等を開催する施設。

ま行

■ まちづくりセンター

市民によるまちづくり活動がより一層活性化されるよう、NPOや地域活動団体、企業などの様々な主体の連携促進や、市民活動団体の組織基盤強化など、多様な支援を行うまちづくり活動の拠点施設。愛称「まちびあ」。

■ 茂原健康交流センター

市民の健康づくり・交流や高齢者の生きがいくりを目的とした、大浴場や温水プールなどを備えた施設であり、体操教室やプール教室などのさまざまな教室を開催している。

愛称「蝶寿コ・デ・ランネ」。

や行

■ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

■ 有料老人ホーム

老人福祉法に定められる、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」。

■ ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語・年齢・性別等の差異・障がいの有無・能力にかかわらず、できるだけ多くの人が最初から利用しやすいように、製品や施設、環境などをデザインする考え方。

■ 要介護・要支援認定

高齢者等からの申請に基づき、介護保険の保険者で市区町村が、訪問調査や主治医意見書により、介護の必要性の程度を要支援1・2及び要介護1～5の7段階で判定すること。

■ 要配慮者利用施設

水防法に定められる、社会福祉施設や学校、医療施設などにおける、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

ら行

■ 理学療法士（PT）

集団指導とともに、個別に身体機能を評価し、効果的な運動や生活動作・地域活動等を具体的にアドバイスするリハビリテーション専門職。

■ 立地適正化計画

NCCの具体化を図るため、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、中心部や駅周辺などの各拠点等に居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導によりコンパクトなまちづくりを推進するための計画。

■ 老人福祉センター

老人福祉法に定められる、地域の高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、各種の相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上などのための教室等を行う施設。市内に5か所設置している。

■ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

年齢を重ねることによって、筋肉や骨、関節などの運動器の動きが衰え、立ったり歩いたりといった移動機能が低下した状態のこと。